

第四十六回国会 参議院法務委員会會議録第十四号

(二六〇)

昭和三十三年三月二十六日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任 補欠選任

三月二十四日

岩間 正男君 野坂 参三君

辞任 補欠選任

三月二十六日

後藤 義隆君 館 哲三君

辞任 補欠選任

館 哲二君 後藤 義隆君

野坂 参三君 岩間 正男君

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君

理事 後藤 義隆君

追水 久常君

稲葉 誠一君

和泉 寛君

委員 植木 光教君

鈴木 一司君

高橋 衛君

坪山 徳弥君

中村 順造君

大和 与一君

山高しげり君

国務大臣

法務大臣 賀屋 興宜君

国務大臣 福田 篤泰君

政府委員

防衛庁経理局長 上田 克郎君

防衛庁参事官 麻生 茂君

法務大臣官房司 津田 實君

法制調査部長 平賀 健太君

法務省民事局長 竹内 壽平君

法務省刑事局長 長官代理者

最高裁判所 寺田 治郎君

最高裁判所事務 常任委員

事務局側 西村 高兄君

会専門員

事務局長

常任委員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

西村 高兄君

会専門員

ては、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(中山福藏君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、いわゆる憲法事件に関する件について調査を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 北海道の千歳郡恵庭町で起きた事件で、野崎美晴、野崎健美、この二人が現在自衛隊法違反で起訴されて裁判にかかっているわけですが、この事件の概要についてちょっと簡単に御説明願いたいと思います。

○国務大臣(福田篤泰君) 陸上自衛隊北方方面隊第一特科団第一〇二大隊第二中隊が、第一特科団長の一般命令に基づきまして、昭和三十三年十二月十一日から三日間島松演習場において実射訓練中、いま言及されました野崎美晴並びに健美、その友人某一名及び野崎和子、この四名が同演習場内に違法に立ち入りまして、演習部隊が敷設した射撃指揮所と戦隊本部、同本部と加農砲を結ぶそれぞれの通信線及び音源標定機とマイクロを結ぶ通信線を切断いたしました。

これに對しまして、北方方面総監陸将宮崎は、昭和三十三年十二月二十四日千歳警察署長に對して告訴いたしましたところ、札幌地方検察庁は、本件を自衛隊法第二百一一条違反被疑事件として札幌地方裁判所に公訴を提起したものであります。

○稲葉誠一君 いまの告訴ですね、これは刑法第二百六十一一条の器物損壊罪で告訴したのですか、それとも自衛隊法違反で告訴したのですか。

○政府委員(麻生茂君) 告訴状を読んでもみまると、「私は陸上自衛隊北方方面総監であります。この度第一特科団において演習間使用中の通信線が損壊されましたが、此については、現在、私が総理府の物品管理に関する訓令に基づき管理権を有しているもので、次のように告訴しますから、被告訴人を厳重に処罰していただきますようにお願いします。」という告訴でございまして、どの条文に基づきましてという条文には言及していませんのでございまして。

○稲葉誠一君 特に条文を指示して告訴しなかったというのには、理由があるのですか、あるいは別に特段の理由はないわけですか。

○政府委員(麻生茂君) この事件を検察側があるいは捜査機関がどういう工合に取り扱うかは、これは捜査機関のほうで御判断になることでありますので、特に指示される条文について言及をいたしました告訴をするということとはいたしていませんのでございまして。

○稲葉誠一君 自衛隊法第二百一一条で起訴したわけですが、この法によるところの「防衛の用に供する物」というのは、これはどういうふうなものを

さして言っておるわけですか。

○政府委員(麻生茂君) 「防衛の用に供する物」と申しますのは、一般的に申しますならば、自衛隊が侵略に對してわが國を防衛するため用いられるものであると、こう一般的には言えるのではないかと、こう考へております。

○稲葉誠一君 これは長官にお尋ねするのですが、防衛力漸増とかということと「防衛力」ということとは使っているわけですね。「防衛力」というのはどういう意味なんですか。

○国務大臣(福田篤泰君) 國を守る力を「防衛力」と言います。

○稲葉誠一君 具体的に言うとなんなんですか。

○国務大臣(福田篤泰君) ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが……。

○稲葉誠一君 國を守る力が「防衛力」だということですが、具体的にどんなものが入るわけなんですか。

○国務大臣(福田篤泰君) 自衛隊法第三条に基づきまして自衛隊がわが國を守る防衛任務を与えられておる、この防衛の任務を遂行するための力であり

ます。

○稲葉誠一君 だから、具体的に何を言うかということをお尋ねしているわけですが、そうすると、自衛隊法の八十八条ですか、「武力」ということば

がありますね。これとはどういう関係になるわけですか。

○政府委員(麻生茂君) 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 自衛隊は、われわれは、わが國を防衛するための一つの實力と考へておるわけであ

ります。

す。大臣はそれを防衛力あるいは自衛力というふうにお考えになって御答弁されたのじゃないかと思いますが、八十八条は、その自衛隊が出動を命ぜられた場合に「必要な武力を行使することが出来る」と、こうなっております。

○政府委員(麻生茂君) 私、それに「兵力」ということが使われておるかどうか、よく記憶しておらないのでありますが、おそらく「兵力」ということばを使っているのじゃないか。私など直接つくった書物でありませんが、何とも申し上げかねますが、「兵力」ということは使っていないのではな

る。軍備は人に関するもの及び物に関するものに分つ。このように、特に準備した人的、物的の内容は、兵力の潜在的蓄積である。」「こういふようなことを言ったり、あるいは、「武力紛争の場合には、軍備として蓄積された潜在兵力は、転じて現実兵力と化する。」「こういふようなことを言っておるわけ

とは承知だろうと思ひます。最初は、要するに、近代戦を有効適切に遂行する人的物的な総合的な力であるということに前に申し上げておりましたけれども、最近におきましては、「戦力」というのは、それは単純に戦い得る力というふうにお考えでもいいだろう。しかし、憲法第九條二項というものは第九條第一項を受けてできている規定である。第一項は自衛権というものを否定しておらない。したがって、自衛権の行使の裏づけとなるような自衛力と申しますか、防衛力というものは、憲法が禁止しておるところではないのだという考え方だろうと思ひます。そういう防衛力をそれじゃ持つかどうかという問題は、これは政策的に考えておられます。したがって、憲法第九條以下で禁じておられます「戦力」というのは、そういう自衛のために必要最小限度の力をこえたようなものを「戦力」と言っておる。自衛隊として自衛のために必要最小限度内の自衛力でありまして、要するに、憲法で禁止している「戦力」には該当しないというふうに解しておるわけでありまして。

○稲葉誠一君 いまあなたの言われたのは、防衛庁の現在における最終的な見解と承つてよろしいのですか。統一された最終的な見解と。

○政府委員(麻生茂君) この八十八条は、要するに、外部から武力攻撃がありましてときに、わが国を防衛するために武器等を中心にして相手

○稲葉誠一君 それじゃ、「兵力」の問題は、これは一般の国際法上の概念として言っているのかもしれないが、これは書物はあなたのほうにあると思ひますから、あとで研究しておいてくれませんか。私のほうもよく研究しますから。

○政府委員(麻生茂君) ちょっと補足して申し上げます。

○政府委員(麻生茂君) これは、従来政府で大体そういうふうにお説明申し上げてきたのであります。要するに、自衛権は憲法で禁止していません。したがって、自衛のために必要最小限度の自衛力というものは持ち得る、これは憲法第九條第二項が禁止している「戦力」には該当しないのだ。自衛隊は自

衛のため必要最小限度内の自衛組織である、これは憲法に何ら違反するものではないというのが現在の政府の立場でございます。

○稲葉誠一君 そうですね、自衛隊は一つのわが国の自衛力、防衛力であるわけですね。すなわち、自衛隊がわが国を防衛するために必要な武力を行使することが出来る。これは、武器を使用することかそういうようなことを意味しておると解しております。要するに、戦闘を行なうことを中心として考えております。

○稲葉誠一君 そうすると、「防衛力」の中に「武力」も含まれるというわけですか。

○政府委員(麻生茂君) もちろんさように考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、「戦力」といふのは、国際法上でいう一般論として言っているのだ、こういう意味ですか。

○政府委員(麻生茂君) その「兵力」といふのはどういふ意味で使っているのか私ちょっと正確な知識を持ち合わせておりませんので、単なる憶測でさらさら話を進めると、ちょっと話は前提があるいは誤つておるかもしれないので、その点はお含み願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、その「兵力」といふのは、国際法上でいう一般論として言っているのだ、こういう意味ですか。

○政府委員(麻生茂君) その「兵力」といふのはどういふ意味で使っているのか私ちょっと正確な知識を持ち合わせておりませんので、単なる憶測でさらさら話を進めると、ちょっと話は前提があるいは誤つておるかもしれないので、その点はお含み願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、その「兵力」といふのは、国際法上でいう一般論として言っているのだ、こういう意味ですか。

○政府委員(麻生茂君) その「兵力」といふのはどういふ意味で使っているのか私ちょっと正確な知識を持ち合わせておりませんので、単なる憶測でさらさら話を進めると、ちょっと話は前提があるいは誤つておるかもしれないので、その点はお含み願ひたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○稲葉誠一君 そうすると、この前私

○國務大臣(福田篤泰君) たいい御

引用になりました「航空幕僚監部」の名を付した文書であります。これは、実は本院におきまして御質問を受けたもので、私も実は知らなかったわけでございます。庁に帰りましてさっそく関係者を集めて調査いたしましたところ、昨年の八月のある会議において航空幕僚監部の一幕僚が自分の私見を書きまして、成規の手続によらないで「幕僚監部」という名を付して配付したという事が判明いたしました。目下その手続を経ないでそういう不当な文書を配付した経緯につきまして、並びに機密を漏洩した経緯につきまして、さらにその内容につきましても、厳重に調査中でございます。したがって、その内容に盛り込まれたものは、私も見ましたが、きわめて不当な点の多い点が多々ございます。一幕僚の私見をあたかも成規の手続を経た航空幕僚監部の意見のごとく伝えられたのは、まことに遺憾に存しておる次第であります。

○稲葉誠一君 内容に不当な点とか不審な点があるということですね。そうすると、この点はおそらく国会で問題になったのですから、あなたもよくお調べになったと思う、内容を、その経緯なんかも。どういふ点が不当なんでしょうか。いまの防衛庁の正式見解に比べてどういふ点が不当なんでしょうか、内容が。これに基づいてひとつおわかりな点をお話してくださいませんか。

○國務大臣(福田篤泰君) たいいお答えしましたとおり、これは防衛庁あるいは航空幕僚監部の正式のものではないので、その文書を基礎として答弁するに論争は差し控

えたいと存じます。ただ、私も見まして、さう感じましたことは、不当の点は、たとえば、池田内閣の経済政策の失敗、あるいは日米安保体制に対する一種の疑惑と申しますか、そういうような点につきまして政治的配慮が少しもない、並びに振り下げて国際的な背景の分析も足りない、きわめて未熟な見解は不当の見解でもあり、さらにまた、敵に成りております自衛官の政治関与という疑いすら見られる節があるわけでございます。一例を申し上げましたが、あくまで一幕僚の私見でございますが、それ自体を問題にいたしますと、私もどこか不当な見解が過ぎであるところがあるが相当見受けられたわけでありまして。

○稲葉誠一君 これは、率直に言え、あの恵庭の事件とは直接関係があるまい。別の機会に角度を変えて質問したいと思ふんですが、私が参議院の本会議で三月十三日に質問したこと、これは総理も全然答えないわけですよ。私は、いまあなたの言われたように、これができた経路とか何とかいうことは問題があるということを経理がちゃんと答えて、そうしてこうだからと言ふのはいけいけれども、全然答えないわけですね。私は、これに対して、こういうようなことは「明らかに朝鮮の国内紛争に対する武力介入を意味している」であります。こんなことを総理は認めるのであります。かかることは憲法違反ではないか、はっきりさせていただきたいと思ひます。さう言っているんですが、全然答えないわけですね。やはりこういう態度はよくないと思ふんです。答えないければ、答えないという理由をやつぱ

り明らかにして、そうして答えられないなら答えられないというのを言うのが筋だと思ふんですが、言わないんですよ。そうすると、いま私が言った「朝鮮に武力紛争が起るとき、その規模によつては、後方支援遮断のため海空輸送路を攻撃し、更に状況によつては支援発起点等攻撃に拡大することがあり得る」というこれは、一体、防衛庁の航空幕僚監部の見解なんですか、あるいは、この中の一人の人の見解なんですか。これはそういう考えを持つてゐることは事実なんですか、防衛庁の中の人がね。それは、あなた、自分の部下がそういう考え方を持って、少なくともこれが印刷になって、「取扱注意」として外部へ出てきているわけですよ。いま私が質問したことに対して、これは一体憲法で認められていることなんですか。朝鮮の国内紛争に対する武力介入だと、こういうふうにお考えにならぬですか。それはどうなんでしょう。

○國務大臣(福田篤泰君) 先ほどお答えしましたように、これはあくまで一幕僚の私見でございます。全部お読みになればおわかりになると思ひますが、たとえば、目下自衛隊は陸海空の三部隊がある、究極においては近代戦においては航空自衛隊があればよろしい、陸上やあるいは海上自衛隊は無用であるというような議論をいたしておるわけですよ。これは常識的に見ても正式の航空幕僚監部の意見であり得ないわけですよ。防衛部長だけが知っておるわけですよ。上が知らなかったというふうな、まことに残念なことであったわけでありまして。いま御指摘の点につきましては、その意図を本人にま

きつめておりませんが、その意図なり思想をもう少しきつめてみないと正確には申せませんが、あらわれた表現だけではきわめて憲法抵触のおそれのある部分もあると私は個人的に考えております。

○稲葉誠一君 いまの論争は、私はきょうは、あなたも十一時まではかへ行かれるということですから、別の機会にしたいと思ひますが、そこで、この恵庭の事件で野崎兄弟が通信線を切ったというんですが、これは被害としてはどのくらいなんですか。

○國務大臣(福田篤泰君) 政府委員からお答えさせます。

○政府委員(麻生茂君) 被害の金額については、具体的な金額はまだ正確には出しておりませんが、その多額のものではないように思ひます。

○稲葉誠一君 それはベンチで切つて、すぐ修理したわけでしょう。そこはもうなっているんですか。

○政府委員(麻生茂君) 最初の日に使いましたのは翌日は使わなかつたように聞いております。切られた線は使わなかつたように聞いております。

○稲葉誠一君 そうすると、これは十二月十一日に切られたものは次の日は使わなかつた、こういうんでしょう。修理したわけでしょう。十二月十二日のものも修理して、幾らぐらい金がかつたんですか。

○政府委員(麻生茂君) 具体的な数字は、いま持ち合わせておりません。は、いま持ち合わせておりません。で……。

○稲葉誠一君 具体的な数字は、いまなければ、別の機会でけつこうなんですけれども、これはほんのわずかのものじゃないですか。いまここで常識的に考へても、あれは千円以下のものじゃないですか、あるいはそこまではないのじゃないですか、修理に要した費用なんというの。

○政府委員(麻生茂君) ただ、音源標定機のようなものになりますと、音を電流の振幅に変えて、その振幅を電線に伝えるようなやつになりますので、電線の破損の数が多くなりますと、抵抗が多くなりまして機能が發揮できないという面があります。したがって、全体としていろいろ判断しなくちゃならない点がありますので、どのくらいの被害かということについては、いま具体的な数字はわかつておりません。

○稲葉誠一君 これは、あなたのほうとしては、一応器物損壊罪、財産犯として告訴されたんだ、こう思ふわけですよ。財産犯として告訴されれば、被害金額が幾らかということが当然出てこなければならぬわけだ、こう思ふ。そういう見方であれば、これは財産犯であるけれども、単にそれだけで被害法益というものを換算するわけにいかない事件なんです。そういう見方もあるわけですね、法律的には。それならそれでいいと思ひますけれども、それなら被害法益を金額に換算した場合に、一体幾らくらいになるんですか。いまわからなくてもいいです。これはもっと質問しますから、それまでに明らかにしてください。

○政府委員(麻生茂君) 先ほどの告訴状には自衛隊法の条文は言及はしておりませんが、この事件は、われわれのほうの立場としても、自衛隊法百一十一条にはやはり該当するんじゃないかという考えは持つて

おったわけでありませう。ただ、捜査機関のほうでそれをどちらでやられるかということまで告訴するほうで拘束をするというのとは不適当ではなからうかということ、告訴状には何も書いてない、こういうことでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、自衛隊のほうでは、本件を自衛隊法違反で起訴してくれというふうなことにしている。積極的な要望というのか、それは検察庁にはしなかったのですか、されたのですか。おそらく被害者が、これは北部総監ですか、被害者として告訴しているわけでしょう。だから、告訴人として警察なりあるいは検察庁は調べられているわけですね。そのときに、自衛隊法違反として処理してくれという要求をしたのですか、しないのですか。

○政府委員(麻生茂君) 本件が自衛隊法百二十一条違反になるかどうかという点につきましては、法務省の刑事局の關係のほうにも御連絡をいたしまして、その結果、適用されて差しつかえないのではないかとということには意見は一致しておったわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、自衛隊としては、北部総監では、本件が自衛隊法違反になるかならないかということについて、告訴するときには十分な確信がなかったんだと、あとで法務省の刑事局に問い合わせたり何かしてそれが自衛隊法違反になるということがわかったんだと、こういうことですか。どうもそういうふうな聞こえるのですが。

○政府委員(麻生茂君) この告訴をやります前に連絡がありまして、刑事局とも御相談はいたしておりました。しかし、この事件をどうするかということ

で被害者のほうに限定をして告訴状に書くということはいかかと思ひまして、これには書いてないわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、これは、法務大臣、きょうあなたのほうに通告してありませんから、まだ調べができていないと思ひますが、この次でいいですけれども、この事件を、いま言つたように、自衛隊側では、自衛隊法違反ともあるいは普通の刑法の二百六十一条の器物損壊ともはつきりしないまままで告訴しているわけですね。それを法務省の刑事局に照会した結果として、自衛隊法違反で起訴しよう、処理しようということになったと、こういうような答えです。自衛隊側の。だから、どういふふうな経過でこれは自衛隊法違反で起訴をしたらしいというふうなことを法務省側で見解を示したのか、これを明らかにしてもいいと思ひます。きょう法務大臣のほうでわかればわかるし、わからなければこの次でいいです。いまの点について防衛庁側であなたのほうで述べたいということがあれば、どうぞ述べていただいてけっこうです。

○政府委員(麻生茂君) この事件が発生いたしましたので、告訴の前にこの事実をわれわれ知りましたので、この事件が自衛隊法百二十一条に該当するかどうかということにつきましては、法務省の關係の当局と御相談はいたしたのでございませう。それからこの告訴がありまして、告訴をしてさらに捜査するという段階にまた御相談を受けたというふうに私は記憶をしております。私、出席が

○國務大臣(賀屋興宣君) 私、出席が

おくれまして、まことに申しわけなかつたのでありますが、ふつつかでございます。実は御質問の問題をよく了解をいたしておりません。ただいまちやうど刑事局長がちやうと席をはずしておられますので、また後刻よく伝えまして御返事を申し上げるようにいたしたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、防衛庁側で、告訴する前に、本件が自衛隊法違反に該当するかどうかということについて疑念があつたというのか、はつきりしなかつたというふうな聞こえるわけですね。あなたのお話は、私の聞き方が悪いのかもしれませんが、そういうふうな聞こえるんですが、そう承つていいですか。それで法務省側の見解を聞いてはじめてはつきりしたんだと、こういうふうな承つてよろしいですか。

○政府委員(麻生茂君) 疑念ということとやありませんので、やはり政府部内のことでありますので、われわれだけで判断してもいかにと思ひました。法務省のほうと御相談をしたと、こういうことでございませう。

○稲葉誠一君 ちやうどどいのですけれども、よくわからぬのですが、そうすると、あなたのほうでは自衛隊法違反ということ、告訴する前に法務省当局との間で了解がついていたと、こ言うならば、自衛隊法違反という形で告訴をはつきりしたらよかつたんじゃないですか。そこところがあいまいだつたということ、本件が自衛隊法百二十一条に該当するかどうかどうもはつきりしないのだという点があつたので、その点をほかに告訴した。その告訴した後に法務省当局の意

向を聞いたら、いや、これはこれに該当するし、また、これでやつたほうが政治的な面からいっていいだらうというふうなところまでいふような形にされたのだと、こういうふうな意味なんですか。どうもはつきりしないのですかね。

○政府委員(麻生茂君) これは政治的な判断でどういふふうなじやなく、法律の適用でございませうから、純粹に法律の執行という面から考えまして法務省との連絡を密にするという意味で御相談をしたというだけのことであるわけでありませう。別に疑問を持つた、こういうふうな筋合いのものではないわけでありませう。

○稲葉誠一君 それじや、質問は、本件が起るまでの経過があるわけですね。いきなり昭和三十三年の十二月十一日と十二日の二日間兄弟が行つてベンチで切るといふのじやなくて、その前にいろいろな経過があるわけですね。そうすると、そこに住んでいる農民たちが防衛庁側にどんなような抗議をいましていたわけですか。これは元来アメリカが使用していたところですか。その演習場はどういうふうな演習場なんですか。そこら辺からひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(上田克郎君) この演習場は、戦争中は日本の陸軍の演習場であつたわけですが、終戦後米軍が接収いたしました。三十四年に米軍のあれが解除になりました。それから陸上自衛隊の演習場といたしまして使用中のものとございませう。御承知のように、向こうには、第十一師団と第七師団の普通科の師団と、それから特科と戦車の集団、その部隊

がここを使用しておりますが、きわめて大きな演習場でございます。大体の坪数が二千五百六十万坪でございます。八千メートルの射撃することのできる射撃の演習場といたしましては、現在のところ日本で唯一のものでございませう。

そこで、米軍がおりますのは、主としてここで飛行機の射撃演習をやっております。しかし、わが自衛隊でこれを引き継ぎまして以後は、飛行機の演習射撃場としては使用頻度が米軍の場合に比較しましてはるかに少なく、主としていわゆる大砲、銃砲、特科並びに戦車隊の実弾射撃演習場として使用中でございませう。

○稲葉誠一君 野崎という人の牧場はどこにあるのですか。牧場ですか、これは。

○政府委員(上田克郎君) 地図を見ますと一番はつきりするわけでございますが、野崎氏の牧場は島松の演習場の東南のほうで、境界線から約一キロ余り離れたところにございませう。

○稲葉誠一君 これはどの程度の牧場なんですか。

○政府委員(上田克郎君) 牧場の規模そのものは、私いまここに資料を持っておりますが、かつて補償したときのこととございませう。なお詳細はあとで御報告させていただければと思ひますが……。

○稲葉誠一君 自衛隊が入つてきてからいろいろな射撃やあるいは飛行機の爆音ですか、騒音ですか、そういうふうなことで、ここに住んでいる酪農民から非常な苦情というのか、何といひますかね、抗議というのか、そういうふうなことがあつた経過ですね、これはど

ういうふうなことからそういうふうな苦情や抗議が出たのか。その結果として、一九六〇年に駐留軍特別損失補償法によって補償金が支払われましたね。それまでの経過をひとつお話し願いたいのですが。

○政府委員(上田克郎君) 先ほども

ちょっと申し上げましたように、米軍が使用中はジェット機の射撃場として使われました関係で、飛来する回数なりその騒音なりはきわめて激しいものがあつたようでございます。それで、補償法によりまして当時の調達庁が支払いました金額は、昭和三十年の九月二十九日から三十二年の八月三十一日まで二年になります。その間の被害補償金額は百八十八万五千円に上っております。で、実は乳牛の被害に対しての補償はこの野崎氏だけでございまして、ほかの牧場主に対してはこのような補償はされておられません。ただ、演習地として使用するために、採草の補償というものはやっておりますが、演習そのものの音による被害、爆撃による騒音の被害というものは、この野崎氏だけに支払われたわけでございます。これは米軍がやりましたときはきわめて激しい演習でございまして、米軍がいなくなつてわがほうの自衛隊の使用になりました際は、従来境界線に近いところに射撃目標がございまして、さらに奥のほうに移転するというようなことを土地の人たちと約束いたしまして移転もいたしました。また、航空自衛隊が、その際に、将来騒音のためにそのような実害が生ずるような場合には、その請求を待つて補償について考慮いたしまして、というふうな約束をいわゆる協定を

いたしましてこの演習場を使用しているわけでございますが、自衛隊になりましたから、頻度が急速に落ちましたために、具体的には地方の人々からその射撃による騒音あるいはそれに伴う実害というふうなことで補償を求められたことはございません。

航空自衛隊の関係はそういうことになっておりますが、ただ、陸上自衛隊の関係では、大砲を撃つわけでございまして、その騒音についても右に準じたような考え方で丹羽町長、島村長、そういう方たちと話し合いをいたしました。演習をいたす際にはあらかじめ連絡した上で演習してできるだけ実害がないようにした。実害がある際は町長さんを通じて実情を話してもらつて、補償が必要な場合には補償をす、そのような取りきめがいたされております。

○稲葉誠一君 調達庁から補償金が百八十八万五千円支払われたというのですが、これは支払われたのはいつで、だれに支払われたわけですか。

○政府委員(上田克郎君) 先ほどお話が出ました四人のお子さんたちのおとうさんが野崎健之助という方でございまして、その野崎健之助という方に支払われております。

○稲葉誠一君 野崎健之助さんに百八十八万五千円支払われたわけですか。

○政府委員(上田克郎君) 正確に申しますと、百八十八万二千七百七十二円になります。

○稲葉誠一君 その数字が出てきた根拠ですね、何に対してどういうふうなことでその数字が出てきたのか。それからそのときに野崎さん側の主張した被害額と非常に食い違いがあるのじゃないですか。

ないですか。

○政府委員(上田克郎君) 補償の内容を決定いたしました百八十八万五千円につきましては内わけを申し上げますと、三つの損失というのを考えております。その第一は、爆音によって乳量がどれだけ減量したかということによる損害、これが約四十六万五千円になっております。それから早流産、牛が音響のために流産、早産をする、そのために子牛の損失をいたしました五頭分、十二万八千七百五十五円、十二万八千余円ということになっております。それから早流産により乳量の減、これが五十九万八千三百四十四円、約五十万九千、そういうふうな算定になっております。

なお、先方がどれだけの要求をしたかというところは、ちょっと手元にございませぬので……

○稲葉誠一君 それはまああとで調べていたいただきたいと思うんですが、大体一割ぐらいしか認めなかったのじゃないですか。普通どのくらい認めるのですか。

○政府委員(上田克郎君) 損害額の算定は実情に応じてやることになっておりますので、実際調査いたしましたその結果が要求の何割になるかというところは、ちょっと一般の基準というものはございませぬから、向こうが幾ら要求しましたかを調べて、どのくらいになりますか、考えてみたいと思っております。

○稲葉誠一君 あなたのお話によると、アメリカ軍がやったときには非常に被害があつた、ところが自衛隊によつてやるようになってからはたいしたことはないような話なんです、その

の後一九六一年の一月、七月、八月、三回にわたつて書面で北部総監あるいは防衛庁に対して被害の要求が野崎氏から出てくるんじゃないですか。その点は調べはつていますか。

○政府委員(上田克郎君) いま御指摘の四回出たかどうか、私、二、三回出たことは記憶しております。

○稲葉誠一君 三回です。

○政府委員(上田克郎君) 三回ですか。そのために先ほど申し上げましたように射撃の目標を移動したりなんかいたしておりますが、航空自衛隊についてはそのようにいたしております。それから大砲のほうにつきましても、そういう話がありまして、部隊に対して、できるだけ被害を与えないように、たとえば、時間の制限をやる、場所の制限をやる、とかというふうなことで、その要求に対しては実際上の措置でこたえておりますけれども、具体的に被害金額を払ったことはございません。

○稲葉誠一君 被害金額を払ったことではなくて、いま言った一九六一年の一月、七月、八月、三回にわたつて書面で野崎氏から防衛庁に対して被害補償をしてくれという請求していると、こういうんです。そのことが、こういう請求があつたかどうか、あるいは、防衛庁の本庁にあつたのか、北海道のほうにあつたのか、その点をお聞きしているんです。その点について払ったかどうかということではないんです。

それともう一つ。時間が十一時までです。私は約束を守りますから。第二航空団というのどこにありますが。その第二航空団に対しても何回も騒音が非常にひどくて困るから抗議し

ただのだけれども、ちつとも取り上げてくれないということがいわれている。そういう抗議をしたことがあるのかないのか。それに対して第二航空団がどういう措置をしたか、それをお聞きしているわけですが。

○政府委員(上田克郎君) 第一航空団は千歳にございます。

それから本人からの申請は、防衛庁に直接本人が来られて書面をお持ちになつたことを私記憶しております。そのほか二回は、あるいは総監ないし方面隊に出されたと思ひます。

航空団がこれになぜ補償しなかつたか、あるいは取り上げてくれなかつたかという問題につきましては、御承知のように、その騒音度が、前に補償いたしましたように激しくて、騒音を立てたことと相当因果関係といひます。か、立てたおかげでこれだけの損害になるというときには該当しないという判断を現地でしておつたというふうに聞いております。それで、取り合ひなかつたということについては、このくらいならがまんしてくれというふうなことであつたと思ひます。

なお、少し補足しておきたいと思ひますが、そういう申請書を出します際に、先ほど申し上げましたように、丹羽町長あるいは島村長と、そういう場合の損害についての請求のしかたと申しますか、そういうものを協定をいたしております。その協定に従つた方法でやつてほしい、そうすると、どのくらいの実際損害があつたかというふうなものも調査をいたしますし、それによつて相当因果関係があれば前に準じて払うということもできようからと、そういう返事をしたようでござ

います。

○稲葉誠一君 では、時間が十一時です。から、いま質問をもう一ついたしまして、それに対する答えは次の機会にしてみたいと思ふんですが、自衛隊のジェット機による被害の補償について、一九六一年の一月、七月、八月の三回にわたって書面で防衛庁に、あるいは直接に防衛庁に抗議に行つたけれども返事がなかった、こう言つてゐるんですが、そういうふうな事実があったのかないのか。ところが、いま、一回防衛庁に本人が来たと言われましたが、それだけでなくほかにもあるらしいんです。そういうふうな事実があるのか。あるとすれば、どういふふうな方法で、何をどういふふうにしてこれという要求があつたのか。それに対して防衛庁側が、因果関係はないと言つたように、支払いの責任はないと回答したのか、あるいはそこら辺をはつきりさせなかったのか、いろいろあると思いますが、これは事実ですから、この次までに、いつ質問するか日かきまつていませんが、明らかにしていただきたい、こう思うわけです。十一時までという約束ですから、約束を守つて、この点については第一回です。から、これでやめます。この問題については私は私どもの党としても非常に大きく取り上げている問題です。私も国会が終われば北海道まで行つて、党をあげて調査いたします。全面的に取り組みたいと思ふんですが、あなたの方のほうもいろいろ私どもから要求があつたらお答えいただきたいと、こういうふうに思ひます。きょうは、これで一応終わります。

○委員長(中山福藏君) それでは、本

件に関する調査は一応この程度にいたします。

○委員長(中山福藏君) 次に、商法の一部を改正する法律案、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。賀屋法務大臣。

○国務大臣(賀屋興宣君) 商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、現時の経済情勢にかんがみ、株式の流通を円滑にし、株式会社の資金の調達を容易にする等のため緊急に改正を要する事項について、商法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一に、会社が額面株式と無額面株式を発行している場合には、株主は、額面株式を無額面株式に、または無額面株式を額面株式にすることを請求できるものとして、株主の便宜をはかることとしたしました。

第二に、記名株式の譲渡も株券の交付によつてするものとし、記名株式の移転に裏書または譲渡證書の添附の必要がないものとして、株式の流通の円滑化をはかりますとともに、株券の所持を欲しない株主からその旨の申し出があつたときは、会社は、株券の発行を停止し、または株券を銀行または信託会社に寄託しなければならぬこととして、安定株主の静的安全の保護をはかりました。

第三に、株主の新株引受権を譲渡する道を開き、新株引受権を与えられた

株主が新株の払込資金を得るために旧株の処分等を行ふ必要がないこととするのであります。また、株主の利益の保護をはかることとして、新株の発行が円滑に行なわれるようにいたしました。

第四に、転換社債の転換の請求は、株主名簿閉鎖期間内でもすることができるようになり、転換社債権者は、同期間内に転換の請求をすることによつて株式を取得して、これを処分する道を開いて、転換社債権者の利益の保護をはかることとして、転換社債の募集の円滑化をはかりました。

以上がこの法律案の要点であります。なにとぞ慎重審議の上、すみやかに可決されますよう、希望いたします。

次に、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年における暴力犯罪の実情を見ますに、その数において依然減少の傾向を示さないばかりでなく、特にいわゆる暴力団すなわち、博徒、暴力団、ヤ、青少年不良団、売春、麻薬暴力団その他の暴力的不良団体の構成員またはその仲間ともいふべき人々による悪質な暴力犯罪が増加の傾向を示しておりますことは、きわめて憂慮にたえないところであります。もとより、政府におきましては、このような事態に対処するため、さきに昭和三十三年には刑法等の一部改正について、また、同三十七年には銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正について、それぞれ国会の御審議をわずらわし、法律としてこれを逐次実施に移しますとともに、法の運用面におきまして、関係政府機関

において緊密な連携のもとに暴力犯罪の防圧に努力してまいつているのであります。しかしながら、いわゆる暴力団の構成員等が依然として常習的に暴行、傷害等の暴力犯罪を繰り返して、また、その犯行の手段としてしばしば拳銃、日本刀等きわめて危険な凶器を用いてゐることは顕著な事実でありまして、この際、この種の社会不安を惹起する暴力犯罪に対して、より一層強力かつ適切な対策を講ずるために必要な法改正を行ないますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の刑政から見ても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これが本法案を提出することとしたしました理由であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。

第一点は、銃砲または刀剣類を用いる傷害を特別の犯罪類型として一般の傷害罪より重く処罰する規定を新設しようとするのであります。この規定を設けます理由は、銃砲または刀剣類を用いる傷害がきわめて高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、すでに述べましたように、この種の危険な傷害が暴力団の構成員等によつて多く犯されてゐる実情から見ても、当面特にその必要性が認められるからであります。なお、本罪については、その犯罪の性質にかんがみ、未遂罪を処罰するとともに、日本国民の行なう国外犯をも処罰することが相当と考えられますので、その趣旨の規定を設けることとしたしたのであります。

第二点は、常習的暴力行為に関する規定を整備、強化しようとするのであります。すなわち、現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第二項に規定されている常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げるとともに、現在でも右の常習的暴力行為に含まれてゐる暴行、脅迫、器物損壊のほか、新たにこれに刑法第二百四十四条の傷害を加え、傷害を含む常習犯について通常の傷害罪より重い刑を定めたこととあります。その趣旨は、暴力団の構成員等の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみならず、傷害をも含めた暴力犯罪を常習的に繰り返してゐる現状にかんがみ、一面において、この種の常習犯に対する法定刑を引き上げ、その強力な防止をはかることと、他面、この種の常習犯に対して相当期間にわたる適切な矯正処遇等の措置を講じ、その改善更生をはかることが当面最も緊要と考えられるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右に申し述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役に当たることとなる罪にかかる事件については、事案の性質等にかんがみ、地方裁判所は原則として一人の裁判官でこれを取り扱うこととしようとするものであります。

以上が暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(中山福藏君) 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(中山福藏君) 次に、下級裁

判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに尽きたようでございますが、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福藏君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時八分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十七日)

一、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願(第一二二一号)

一、戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(第一二三四号)

第一二二一号 昭和三十九年三月十一日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 岡山市厚尾島六四〇

紹介議員 服部勇外五名

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二二三四号 昭和三十九年三月十一日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区上荻窪二ノ七八 沼口匡隆外二十五名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

三月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百八十八条第二項第五号中「額面無額面ノ別」を「並ニ」に改める。

第二百五条を次のように改める。

第二百五条 株式ノ譲渡ハ株券ノ交付ニ依リテ之ヲ為ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス

第二百三十三条から第二百三十一条までを次のように改める。

第二百三十三条 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

資本ノ額ガ額面株式一株ノ金額ニ発行済株式ノ総数ヲ乗ジタル額ニ満タザルトキハ株主ハ前項ノ規定ニ拘ラズ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百三十四条乃至第二百三十一条削除

第二百三十二條ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受権証書」を加える。

第二百二十三條第一項中「記名式ノ株券」を「記名株式に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ

番号 第二百二十六条の次に次の一条を加える。

第二百二十六条ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其ノ記名株式ニ付株券ヲ所持シ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ヲ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券の寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ガ前項ノ規定ニ依ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担すべき費用ニ相当スル額ノ支払ヲ株主ニ請求スルコトヲ妨ゲズ

第二百二十九条中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五条第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルコト」を削る。

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に「新株引受権証書」

を加える。

第二百八十条ノ二第一項に次の二号を加える。

六 株主ニ与フル新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト

七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受権証書ヲ発行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

第二百八十条ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加える。

第二百八十条ノ五に次の一項を加える。

第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ株主ニ対スル第一項ノ通知及第二項ノ公告ニ記載スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ六の次に次の三条を加える。

第二百八十条ノ六ノ二 第二百八十条ノ二第一項第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十条ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受権証書ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権証書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受権証書ナル旨ノ表示

二 前条ニ掲グル事項

三 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数

四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ

ベキ旨

第二百八十條ノ六ノ三 新株ノ引受
権ノ譲渡ハ新株引受権證書ノ交付
ニ依リテ之ヲ為ス小切手法第二十一
一條ノ規定ハ新株引受権證書ニ之
ヲ準用ス

第二百八十條ノ六ノ四 新株引受権
證書ヲ發行シタル場合ニ於テハ株
式ノ申込ハ新株引受権證書ニ依リ
テ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第百
七十五條第一項及第三項ノ規定ヲ
準用ス

新株引受権證書ヲ喪失シタル者ハ
株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為
スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引
受権證書ニ依ル申込アリタルトキ
ハ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十條ノ十二中「株式申
込証」の下に「若ハ新株引受権證書」
を加える。

第二百八十條ノ十四に次の一項を
加える。

第二百七十五條第四項及第百七十七
條第二項ノ規定ハ新株引受権證書
ヲ發行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四條ノ二に次の一項を
加える。
会社ノ資本ハ第二百十三條ノ規定
ニ依リ額面株式ヲ無額面株式ト為
シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為
スコトニ因リテ変更セズ

第二百四十一條ノ五に次の三項を
加える。
第二百二十四條ノ三第一項ノ期間
内ノ転換ノ請求ニ因リテ發行セラ
レタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期
間内ハ議決権ヲ有セズ
会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使ス

ベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四
條ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ
日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転
換ノ請求ニ因リテ發行セラレタル
株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於
テ議決権ヲ有セズ

会社ハ定款ヲ以テ第二百二十四條
ノ三第一項ノ期間内ハ転換ノ請求
ヲ為スコトヲ得ザル旨ヲ定ムルコ
トヲ得

第二百四十一條ノ六中「第二百
二十二條ノ五第三項」を削る。

第四百九十八條第一項第九号中
「第二百八十條ノ六」の下に「第
二百八十條ノ六ノ二」を、「株式申
込証」の下に「新株引受権證書」
を加え、同項第十六号を次のように
改める。

十六 第二百二十六條ノ二第二項
ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記
載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザル
トキ

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一
日から施行する。ただし、商法第
三百四十一條ノ五及び第三百四十
一條ノ六の改正規定は、公布の日
から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の商法
(以下「新法」という。)は、特別
の定めがある場合を除いては、こ
の法律の施行前に生じた事項にも
適用する。ただし、従前の商法
(以下「旧法」という。)によつて生
じた効力を妨げない。
3 この法律の施行前における株式

の移転又は株券の取得について
は、この法律の施行後も、なお旧
法第二百五條及び第二百二十九條
の規定を適用する。ただし、この
法律の施行後の株券の占有につき
新法第二百五條第二項の規定を適
用することを妨げない。

4 この法律の施行前に發行された
株券をこの法律の施行後に取得し
た者が、裏書の連続又は株式の譲
渡を証する書面の整備につき調査
をしなかつた場合においても、新
法第二百二十九條の規定の適用に
ついては、その調査をしなかつた
ことをもつて、悪意又は重大な過
失があつたものとすることはでき
ない。

5 新法第三百四十一條ノ五第四項
の規定は、同項の一定の日がこの
法律の公布の日であるときは、
適用しない。

(外資に関する法律の一部改正)
6 外資に関する法律(昭和二十五
年法律第六十三号)の一部を次
のように改正する。

第十七條の二第一項中「新株の
引受権に基き新株が割り当てられ
たときは、その割り当てられた」
を「与えられた」に改め、同条第
二項中「前項の」を「新株引受権
證書が發行される場合を除き、前
項の」に改める。

(株式会社の評価積立金の資本
組入に関する法律の一部改正)
7 株式会社の評価積立金の資本
組入に関する法律(昭和二十六年
法律第四十三号)の一部を次の
ように改正する。

第六條中第二項中「株式申込証」
の下に「又は新株引受権證書」を、
「第二百八十條ノ六」の下に「又
は第二百八十條ノ六ノ二第二項」
を加え、同条第三項中「第四項」
を「第五項」に改める。

第九條第二項中「前項の」を「新
株引受権證書が發行される場合を
除き、前項の」に改め、同条の次
に次の一條を加える。

(新株引受権證書)

第九條の二 前条第一項の新株の
引受権については、第三条第一
項の決議において、株主の請求
により、又はその請求によらな
いで新株引受権證書を發行すべ
き旨を定めることができる。

第十條中「前条の規定により」を
削る。

(会社更生法の一部改正)

8 会社更生法(昭和二十七年法律
第七十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第二百五十五條第三項中「第二
百八十條ノ十四」を「第二百八十
條ノ十四第一項」に改め、同条第
四項中「第二百八十條ノ五」を「第
二百八十條ノ五第一項から第四項ま
で」に改める。

三月二十五日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、暴力行為等処罰に関する法律等
の一部を改正する法律案
暴力行為等処罰に関する法律等
の一部を改正する法律案

暴力行為等処罰に関する法律
等の一部を改正する法律
(暴力行為等処罰に関する法律の
一部改正)

第一条 暴力行為等処罰に関する法
律(大正十五年法律第六十号)の
一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二百八條第
一項」を「第二百八條」に改め、
同条第二項を削り、同条の次に次
の二條を加える。

第一条ノ二 銃砲又ハ刀剣類ヲ用
ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ
一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
前二項ノ罪ハ刑法第三條ノ例ニ
從フ

第一条ノ三 常習シテ刑法第二
百四條、第二百八條、第二百一
十二條又ハ第二百六十一條ノ罪
ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモ
ノナルトキハ一年以上十年以下
ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在
リテハ三年以上五年以下ノ懲役
ニ処ス

第二条第一項中「前条第一項」
を「第一条」に改める。

第三条第一項中「第一条第一
項」を「第一条」に、「第二百八
條第一項」を「第二百八條」に改
め、同条第二項中「第一条第一
項」を「第一条」に改める。

(裁判所法の一部改正)

第二条 裁判所法(昭和二十二年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十六條第二項第二号中「並
びに昭和五年法律第九号」を「、

暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二号中正誤

一	段	行	誤	正
四	四	元	その聞方	その聞き方
五	二	元	場合は違	場合とは違
			いまして	いまして

昭和三十九年四月六日印刷

昭和三十九年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局